

## ○静岡県警察における個人情報等の管理に関する訓令

(平成 19 年 4 月 26 日静岡県警察本部訓令第 18 号)

(目的)

第 1 条 この訓令は、静岡県警察本部長が保有する個人情報等の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (2) 保有個人情報 法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (3) 本人 法第 2 条第 4 項に規定する本人をいう。
- (4) 行政機関等匿名加工情報 法第 109 条第 1 項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
- (5) 個人関連情報 法第 2 条第 7 項に規定する個人関連情報をいう。
- (6) 個人情報等 個人情報、仮名加工情報（法第 73 条第 1 項に規定する仮名加工情報をいう。次号において同じ。）、行政機関等匿名加工情報等（法第 121 条第 2 項に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。次号において同じ。）、匿名加工情報（法第 123 条第 1 項に規定する匿名加工情報をいう。次号において同じ。）及び個人関連情報をいう。
- (7) 保有個人情報等 保有個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。
- (8) 公文書 静岡県情報公開条例（平成 12 年県条例第 58 号）第 2 条第 2 項に規定する公文書をいう。
- (9) 個人番号 番号法第 2 条第 8 項に規定する個人番号をいう。
- (10) 特定個人情報 番号法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (11) 個人番号関係事務 番号法第 2 条第 11 項に規定する個人番号関係事務をいう。

(総括個人情報等管理者)

第 3 条 県警察に、総括個人情報等管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること。

- (2) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

3 総括個人情報等管理者は、この訓令による保有個人情報等の管理の状況について監査し、及び個人情報等管理者から報告を求めることができる。

(副総括個人情報等管理者)

第4条 県警察に、副総括個人情報等管理者を置き、県本部警察相談課長をもって充てる。

2 副総括個人情報等管理者は、総括個人情報等管理者を補佐する。

(特定個人情報監督者)

第5条 県警察に、特定個人情報監督者を置き、特定個人情報を取り扱う事務を所掌する県本部の所属長をもって充てる。

2 特定個人情報監督者は、所掌する事務に係る特定個人情報の取扱状況を把握し、当該特定個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

3 特定個人情報監督者は、特定個人情報取扱者に対し必要な教育を実施するとともに、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために、定期的に、及び必要があると認めるときは随時に、監査等を実施するものとする。

4 特定個人情報監督者は、前項の監査等を実施したときは、副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者に報告するものとする。

(個人情報等管理者)

第6条 各所属に、個人情報等管理者を置き、所属長をもって充てる。

2 個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 当該所属の保有する保有個人情報等の取扱いの制限に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、当該所属における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

(個人情報等管理担当者)

第7条 各所属に個人情報等管理担当者を置き、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。

(1) 県本部所属 警部（同相当職を含む。）以上の階級にある職員のうちから個人情報等管理者が指名する者

(2) 署 各課長

2 個人情報等管理担当者は、個人情報等管理者の命を受け、この訓令による当該所属の保有する保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行う。

(責務)

第8条 静岡県警察の職員（以下「職員」という。）は、法及び番号法の趣旨にのっとり、この訓令並びに総括個人情報等管理者、特定個人情報監督者、個人情報等管理者

及び個人情報等管理担当者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(正確性の確保)

第9条 職員は、保有個人情報の内容が事実でない認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、個人情報等管理者の指示に従い、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(取扱いの制限)

第10条 個人情報等管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報等管理者は、保有個人情報等及びそれが記録されている公文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて職員に遵守させるものとする。

- (1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
- (2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項
- (3) 取り扱うことができる場所並びに特定個人情報及びそれが記録されている公文書にあっては、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態の発生を防止するために当該場所について講ずる物理的措置
- (4) 保存すべき場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

(廃棄及び削除)

第11条 個人情報等管理者は、保有個人情報等が記録されている公文書を廃棄するときは、焼却その他漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

2 個人情報等管理者は、保有個人情報等が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報等を削除するものとする。

(特定個人情報の取扱い)

第12条 特定個人情報は、個人情報等管理者が当該所属の職員のうちから指名する特定個人情報取扱者が取り扱うものとする。

2 特定個人情報取扱者は、個人番号関係事務のため、職員、職員の扶養親族その他の個人（以下「職員等」という。）に個人番号の提供を求めるときは、当該職員等に対し当該個人番号の利用目的をあらかじめ明示するものとする。

3 特定個人情報取扱者は、個人番号関係事務を行うために提供を受けた特定個人情報を、当該個人番号関係事務の用に供する目的以外の目的のために利用してはならない。

4 前3項に定めるもののほか、特定個人情報の取扱いに関し必要な事項は、総括個人情報等管理者が定める。

(業務の委託)

第13条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託するときは、委託契約に次に掲げる事項を定めるとともに、委託先における責任者及び業務従事者による個人情報等の管理体制、個人情報等の管理の状況についての検査その他個人情報等の適切な取扱いのために必要な事項について、書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。次条において同じ。）で確認するものとする。

- (1) 秘密の保持及び個人情報等の目的外利用の禁止に関する事項
  - (2) 個人情報等の加工、複製等の禁止又は制限に関する事項
  - (3) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）の禁止又は制限に関する事項
  - (4) 個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報等の安全の確保に係る事態が発生した場合の措置に関する事項
  - (5) 個人情報等の安全管理措置に関する事項
  - (6) 法令及び契約に違反した場合における契約の解除及び損害賠償責任に関する事項
  - (7) 契約内容の遵守の状況についての定期報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、受託者が講ずべき個人情報等の適切な管理のための措置に関する事項
- 2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性及び重要性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理及び実施の体制や個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、確認するものとする。
- 3 委任先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性及び重要性に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。また、保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 4 前項前段に規定する場合において、再委託される業務が個人番号関係事務であるときは、再委託先において当該業務に係る特定個人情報の適切な管理が図られることを確認した上で、再委託の許諾を行うかどうかを判断するものとする。また、個人番号関係事務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に

規定する派遣労働者をいう。)に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務その他個人情報等の適切な取扱いのために必要な事項を明記するものとする。

- 6 保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、委託する業務の内容及び保有個人情報等の秘匿性等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

(提供の際の措置)

第14条 個人情報等管理者は、利用目的のために又は法第69条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 提供先に対し、提供に係る個人情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。
  - (2) 提供先が提供に係る個人情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。
  - (3) 提供先の利用目的及び保有個人情報の秘匿性等を考慮し、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずること。
- 2 個人情報等管理者は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、次の措置を講ずるものとする。
    - (1) 提供先に対し、提供に係る個人関連情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。
    - (2) 提供先が提供に係る個人関連情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。

(漏えい等発生時の措置)

第15条 職員は、保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態(以下「漏えい等」という。)が発生したときは、直ちに、その旨を個人情報等管理者に報告するものとする。

- 2 個人情報等管理者は、前項に規定する報告を受けたときは、直ちに、漏えい等が発生した旨を副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者に報告するとともに、その原因を調査するものとする。
- 3 前項の報告において、当該漏えい等が法第68条第1項又は番号法第29条の4第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、総括個人情報等管理者、特定個人情報監督者又は個人情報等管理者は、法第68条第1項及び第2項又は番号法第29条の4第1項及び第2項の規定による個人情報保護委員会への報告及び本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。

- 4 個人情報等管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第2項の調査の結果に基づき、保有個人情報等の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者に報告するものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、個人情報等管理者は、法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約締結者」という。）から、当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障が生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに、その旨を副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者に報告するとともに、当該契約締結者が当該行政機関等匿名加工情報の管理の方法の改善のために講じた措置を確認し、副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者に報告するものとする。

（補則）

第16条 この訓令に定めるもののほか、保有個人情報等の管理に関し必要な事項は、総括個人情報等管理者が定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月8日から施行する。

附 則(平成23年3月14日県本部訓令第11号)

この訓令は、平成23年3月17日から施行する。

附 則(平成28年3月10日県本部訓令第6号)

この訓令は、平成28年3月10日から施行する。

附 則(平成30年3月29日県本部訓令第5号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日県本部訓令第22号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月21日県本部訓令第41号)

この訓令は、令和5年7月21日から施行する。